

町からののお知らせ



令和7年 第1回興部町議会定例会の開催について

令和7年第1回興部町議会定例会が、3月3日（月曜日）10：00より開会されます。会期は14日（金曜日）まで、一般質問は10日（月曜日）10：00を予定しています。傍聴される方は、当日、係員の指示に従って傍聴されますようお願いいたします。

なお、会期中の日程（休会等）につきましては、総務課総務係（Tel82-2131）までお問い合わせください。

令和6年度 スポーツ指導者養成講習の開催について

北海道教育大学岩見沢校 芸術・スポーツビジネス専攻准教授 武田 丈太郎 氏による講演会を開催いたします。

スポーツ指導者のみならず、子どもから大人までを対象に、これからの興部町のスポーツ環境を一緒に考えてみませんか。講演を通して今までの指導を見直す機会となりますので、ぜひご参加ください。

- ◎日時 3月7日（金曜日）19：00～20：30
- 会場 中央公民館 2階 講堂
- 演題 「興部町のスポーツ環境を考えよう！～これからの指導者の役割～」
- 講師 北海道教育大学岩見沢校 芸術・スポーツビジネス専攻准教授 武田 丈太郎 氏
- 対象
 - ・少年団や部活動を行っている方
 - ・少年団の指導者や保護者
 - ・スポーツに興味のある方 など
- 受講料 無料
- ◎申込 3月5日（水曜日）まで

■お問合せ・申込先 教育委員会 社会教育課 体育振興係 Tel82-2552

広域紋別病院精神科巡回診療について

- ・診療日時 3月5日（水曜日）14：00～
- ・場所 きらり 診察室
- ・予約受付 月曜日～金曜日 9：00～17：00（診療日の前週金曜日までに予約）

■お問合せ・予約 広域紋別病院 Tel0158-28-6610

興部スキー協会からののお知らせ

興部スキー協会主催の級別テスト・ジュニアテスト講習検定会を次のとおり開催しますので、お知らせします。

ただし、スキー場のコンディションにより中止となる場合があります。

- 級別テスト講習検定会 2月22日（土曜日）講習 13：30より
2月23日（日曜日）講習検定 9：30より
- ジュニアテスト講習検定会 2月24日（月曜日）講習 9：30より
検定 12：30より

※会場は、興部町営スキー場です。

※受講の受付は、当日スキー場ロッジ内で行います。

※詳細については、スキー場ロッジ内に掲示します。

■お問合せ スキー協会事務局長 長嶺 Tel090-8373-0458

ひまわり基金法律事務所無料法律相談（事前予約制）のお知らせ

紋別市に開設されております「ひまわり基金法律事務所」では、興部町において毎月1回の無料法律相談を実施しています。

もし身近に法律に関する問題がありましたら、この機会に相談してみたいか、是非お気軽にお申し込みください。

- ◎日時 3月4日（火曜日）10：00～12：00（一人30分程度を予定）
- 場所 福祉保健総合センター「きらり」
- 相談内容 法律相談全般
（例 多重債務・離婚・交通事故・相隣関係・借地借家・相続・刑事事件・犯罪被害者他）
- 事前予約 相談には『事前予約』が必要となります。（前日の17：00までに連絡）
予約状況によっては予約の受付ができない場合があります。
- 相談担当 紋別ひまわり基金法律事務所 弁護士 宮下 尚也

■電話予約 紋別ひまわり基金法律事務所 Tel0158-26-2277

【目指せ！1000日！】

令和7年2月14日で

町内の交通死亡事故ゼロ588日

スピードダウンとシートベルトの全席着用



令和6年分 所得申告の受付について

令和6年分の所得申告受付につきまして、次の要領により行いますので、期間内に申告を済ませますようお願いいたします。

■申告が必要な方

○農業、営業、不動産（小作料、家賃等）などの収入のある方

※上記収入の申告につきまして、原則として、収支内訳書を作成の上で申告をお願いします。

○勤務先で年末調整した場合、所得税が精算されているため申告は不要ですが、次のような方は申告をしなければなりません。

- ①給与の年収が2,000万円を超える方
- ②給与を2ヵ所以上から受けていて、合算して年末調整していない方
- ③給与以外の所得の合計額が20万円を超える方

○公的年金を受給している方で次の要件に該当する場合は、申告が必要です。

- ①公的年金の収入（年金を2ヵ所以上から受取っている方は、その合計額）が400万円を超える方
- ②公的年金収入以外に20万円を超える所得のある方
（20万円以下の所得がある場合は、住民税の申告が必要となります。）

○国民健康保険に加入されている方

○後期高齢者医療制度の被保険者の方 など

混雑緩和のため、営業所得、不動産所得（家賃収入や土地の貸付による収入など）、配当所得、譲渡所得（土地や建物、船舶、株式などの資産を譲渡した人）、山林所得（立木を伐採して得た収入または立木のままで譲渡したことにより得た収入）、退職所得のある方は、極力、紋別税務署またはe-taxで申告をお願いします。役場申告会場にて申告の際は、当日終わらない場合もございます。

■所得のない方も住民税の申告をしてください

所得の額は、国民健康保険税額の算定の基礎となります。申告しないと、所得のない方、少ない方に対する国民健康保険税の軽減措置が受けられない場合があります。

また、国等の給付金支給に係る判断に用いられる場合もあります。

■公的年金を受給している方も住民税の申告をしてください

日本年金機構等に申告していない配偶者および扶養親族、社会保険料、医療費等の控除を申告することで翌年度の住民税が下がる場合があります。

■申告に必要なもの

- ①給与や年金の源泉徴収票原本
- ②「申告者のマイナンバーカード」または、「通知カード」および「運転免許証等」の本人確認書類

③生命保険・地震保険・国民年金などの各種証明書、医療費通知書（領収書）

④本人名義の金融機関口座番号

⑤税務署から届いたハガキ

■医療費控除に必要なものおよび対象医療費

○対象は医療機関の診療等に係る医療費および一部居宅介護サービス費

（※詳細については国税庁のホームページをご確認ください。）

①令和6年中の領収印がある領収書

②医療費の明細書

（用紙は税務財政課の窓口または、国税庁のホームページよりダウンロードできます）

※領収書をまとめずお持ちになる方がいますが、役場での「振り分け作業」や「合計額の計算」に時間がかかり、待ち時間が長くなっている状況です。皆様の円滑な申告のため、役場で医療費控除の申告をされる方は、ご自身で集計し、できる限り医療費控除の明細書に記載しお持ちください。やむを得ず医療費通知書または、領収書をお持ちになる方は、次のように整理の上お持ちください。

【領収書の整理方法】

①領収書を個人ごとに分ける

②個人ごとに分けた領収をさらに病院・薬局ごとに分け、ホチキス等でまとめる

※ホチキスで留める際は左上に一カ所で留め、内容、金額が明確に確認できるようにしてください。

■住宅借入金等特別控除に必要なもの

①家屋・土地（ローンに敷地の借入も含まれる場合）の登記事項証明書（原本）

②工事請負契約書もしくは売買契約書の写し

③借入金の年末残高証明書

④補助金決定通知書など補助金等の額を証明する書類（補助金等の交付を受けた方のみ）

■寄付金控除に必要なもの

①寄付先の団体から交付された寄付金の受領書など（寄付金控除）

■税務署またはe-taxで申告される方は3月17日（月曜日）まで可能です。

12:00~13:00の間は昼休憩のため職員の対応はございません。基本的な対応として、職員の対応は午前中は3人、午後は2人となりますのでご承知おき願います。

※申告日程につきましては、「町からのお知らせ2月1日号」をご覧ください。

※不明な点や詳しい内容についてのお問い合わせ

■紋別税務署 TEL0158-23-2191（代表）

■税務財政課 税務係 TEL82-2550（内線252・253）